

工 事 成 績 評 定 考 査 項 目 別 運 用 表

【建築・機械・電気】

工事名

別記

細目別評定基準

項 目	細 別		監 督 員	総括監督員	検査職員
1 施 工 体 制	I	施 工 体 制 一 般	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
	II	配置技術者	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
2 施 工 状 況	I	施 工 管 理	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	II	工 程 管 理	(加減点) × 0. 4 + 2. 9	(加減点) × 0. 2 + 3. 2	
	III	安 全 対 策	(加減点) × 0. 4 + 2. 9	(加減点) × 0. 2 + 3. 3	
	IV	対 外 関 係	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		
3 出 来 形 ・ 品 質 及 び 出 来 栄 え	I	出 来 形	(加減点) × 0. 4 + 2. 8		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	II	品 質	(加減点) × 0. 4 + 2. 9		(加減点) × 0. 4 + 6. 5
	III	出 来 栄 え			(加減点) × 0. 4 + 6. 5
4 工 事 特 性				(加 点) × 0. 2 + 3. 3	
5 創 意 工 夫			(加 点) × 0. 4 + 2. 9		
6 地 域 へ の 貢 献 度 等				(加減点) × 0. 2 + 3. 2	
計			上 記 の 計	上 記 の 計	上 記 の 計
7 法 令 遵 守 等				(減 点) × 1. 0	

※ 各評定者の点数の合計【 評定点 】については、「 小数点 第1位まで 」とする。

工事成績評定審査項目別運用表等 一覧（建築・機械・電気）

1 監督員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第1号1	1 施工体制	I 施工体制一般	全 工 種	必須	
別紙 第1号2	〃	II 配置技術者	〃	〃	
別紙 第1号3	2 施工状況	I 施工管理	〃	〃	
別紙 第1号4	〃	II 工程管理	〃	〃	
別紙 第1号5	〃	III 安全対策	〃	〃	
別紙 第1号6	〃	IV 対外関係	〃	〃	
別紙 第1号7	3 出来形・品質及び出来栄	I 出 来 形	建築全般	選択	
別紙 第1号8	〃	〃	機械設備・電気設備	〃	
別紙 第1号9	〃	〃	出来形判定	必須	
別紙 第1号10	〃	II 品 質	建築工事(新築)	選択	
別紙 第1号11	〃	〃	建築工事(改修)	〃	
別紙 第1号12	〃	〃	機械設備・電気設備	〃	
別紙 第1号13	〃	〃	品質判定	必須	
別紙 第1号14	5 創意工夫		全 工 種	〃	

2 総括監督員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第2号1	2 施工状況	II 工程管理	全 工 種	必須	
別紙 第2号2	〃	III 安全対策	〃	〃	
別紙 第2号3	4 工事特性		〃	〃	
別紙 第2号4	6 地域への貢献度等		〃	〃	
別紙 第2号5	7 法令遵守等		〃	〃	

3 検査員

番 号	審査項目	細 別	工 種	必須・選択	備 考
別紙 第3号1	2 施工状況	I 施工管理	全 工 種	必須	
別紙 第3号2	3 出来形・品質及び出来栄	I 出 来 形	建築全般	選択	
別紙 第3号3	〃	〃	機械設備・電気設備	〃	
別紙 第3号4	〃	〃	出来形判定	必須	
別紙 第3号5	〃	II 品 質	建築工事(新築)	選択	
別紙 第3号6	〃	〃	建築工事(改修)	〃	
別紙 第3号7	〃	〃	建築工事(解体)	〃	
別紙 第3号8	〃	〃	機械設備・電気設備	〃	
別紙 第3号9	〃	〃	品質判定	必須	
別紙 第3号10	〃	III 出来栄	建築工事(新築・改修)	選択	
別紙 第3号11	〃	〃	機械設備・電気設備	〃	
別紙 第3号12	〃	〃	出来栄判定	必須	

記入方法 及び 留意事項

別紙 第4号	土木一般に適用
--------	---------

施工プロセスチェックリスト

別紙 第5号1	1 施工体制	I 施工体制一般
別紙 第5号2	〃	I 施工体制一般、 I-2 下請負人、 II 配置技術者
別紙 第5号3	1 施工体制 2 施工状況	II 配置技術者、 I 施工管理
別紙 第5号4	2 施工状況	I 施工管理、 II 工程管理、 III 安全対策
別紙 第5号5	〃	III 安全対策、 IV 対外関係

工事成績評定考查項目別運用表（監督員）

【建築・機械・電気】

工事名

工事成績評定 考查項目別 運用表 【 監督員用 】
別紙 第 1 号 1 （ 施工体制一般 ） [全 工 種] （ 評定者：監督員 ）

考 査 項 目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		施工体制が 優れている	施工体制が 良好である	施工体制が 適切である	施工体制が やや不適切である	施工体制が 不適切である		
1 施工体制	I 施工体制 一 般		☐	「評価項目」							
			☐	1	施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば						
			☐	1	施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば						
		☐	☐	1	コリンズ(工事实績データ)の登録（契約時・変更時）は、監督員の確認を受け契約締結後速やかに行われている。（契約額：500万円以上）						
		☐	☐	2	工程表を、契約締結後 1 4 日以内に提出している。						
		☐	☐	3	施工計画書の内容と現場施工体制（品質管理、安全管理を含む）が一致している。						
		☐	☐	4	施工体制台帳を現場に備え付け、同一のものを提出している。						
		☐	☐	5	作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、記載のない業者が作業していないなど、現場と一致している。						
		☐	☐	6	「建設業許可」の標識及び施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。						
		☐	☐	7	「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主現場」を、工事現場の見やすい場所に掲示している。						
		☐	☐	8	建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請負人等に説明するとともに、証紙の購入及び配布が受け払い簿等により適切に管理されている。 ※購入する必要のない者については、理由書により確認することができる。						
		☐	☐	9	元請負人が、下請負工事の施工に実質的に関与している。						
		☐	☐	10	工事規模に応じた人員や機械配置がなされた施工をしている。						
		☐	☐	11	現場における施工体制に対し、本店や支店等による支援体制を整え実施している。						
		☐	☐	12	緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。						
		☐	☐	13	機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。						
		☐	☐	14	設備の改修・更新工事において、新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。						
		☐	☐	15	「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理一般について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。						
		☐	☐	16	その他 理由：						
		対象数 (ア)	評価数 (イ)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）							
		(0)	(0)								
						・評価値が90％以上		a	(加 点 1 . 0 点)		
						・評価値が80％以上90％未満		b	(加 点 0 . 5 点)		
						・評価値が60％以上80％未満		c	(加減点 なし)		
						・評価値が60％未満		d	(減点 5 . 0 点)		
						・評価対象項目が 2 項目以下の場合は		c	(加減点 なし)		

別紙 第1号2 (配置技術者) [全 工 種] (評定者：監督員)

考査項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		配置技術者として 優れている	配置技術者として 良好である	配置技術者として 適切である	配置技術者として やや不適切である	配置技術者として 不適切である
1 施工体制	II 配置技術者			「評価項目」	1 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 2 工事に必要な作業主任技術者、専門技術者の選任及び配置がされていない。または同技術者が未届状態で配置され、作業している。 ※ 評 定 ・上記のうち1項目該当すれば d (減点 5. 0点) ・上記のうち2項目該当すれば e (減点 10. 0点)				
	現場代理人 等		(0)						
					1 現場代理人が現場に常駐しており、工事全体の把握が出来ている。 2 現場代理人として、監督員への報告・協議等を適時・的確に行っている。 3 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 4 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）が配置され、専任工事は現場に常駐している。 5 監理技術者等が所持する資格の内容・区分・有効期限等が適切である。 6 監理技術者等は、明確な根拠に基づく技術的な判断に優れ、良好な施工に努めている。 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、現場施工に反映して工事を行っている。 8 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 9 施工計画や工事工程の把握、出来形・品質管理等の施工管理、及び資料の作成等の工事書類に、主体的に関わり適切に整理されている。 10 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 11 下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、適切な指導を行っている。 12 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。 13 その他 理由：				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が90%以上 a (加 点 3. 0点) ・評価値が80%以上90%未満 b (加 点 1. 5点) ・評価値が60%以上80%未満 c (加減点 なし) ・評価値が60%未満 d (減点 5. 0点) ・評価対象項目が2項目以下の場合は c (加減点 なし)					

別紙 第1号3 (施工管理) [全 工 種] (評定者：監督員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		工程管理が 優れている	工程管理が 良好である	工程管理が 適切である	工程管理が やや不適切である	工程管理が 不適切である
2 施工状況	II 工程管理		☐	「評価項目」					
			☐	1 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					
			☐	1 受注者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					
			☐	1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成し、現場着手前に提出している。					
		☐	☐	2 実施工程のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。					
		☐	☐	3 現場または施工条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。					
		☐	☐	4 地元との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。					
		☐	☐	5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。					
		☐	☐	6 工事の進捗状況を早めるための取り組みを行っている。					
		☐	☐	7 適切な工程管理を行い、工期内に全ての完成書類等を提出し受理された。					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				・評価値が90%以上					
				・評価値が80%以上90%未満					
				・評価値が60%以上80%未満					
				・評価値が60%未満					
				・評価対象項目が2項目以下の場合は					
				a (加 点 4 . 0 点)					
				b (加 点 2 . 0 点)					
				c (加 減 点 な し)					
				d (減 点 5 . 0 点)					
				c (加 減 点 な し)					

考査項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		安全対策が 優れている	安全対策が 良好である	安全対策が 適切である	安全対策が やや不適切である	安全対策が 不適切である		
2 施工状況	Ⅲ 安全対策		☐	「評価項目」							
			☐	1 安全対策に関する現場管理又は防災対策が不適切で、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 5. 0点)							
			☐	1 安全対策の不備により、労働災害又は公衆災害が発生した。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 10. 0点)							
		☐	☐	1 災害防止（工事安全）協議会等を設置して月に1回以上活動し、その活動記録が整備されている。							
		☐	☐	2 安全教育及び安全訓練等を月に半日以上実施し、その記録が整備されている。							
		☐	☐	3 安全巡視、安全ミーティング、危険防止活動等を実施し、その記録が整備されている。							
		☐	☐	4 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場特性が反映され、その記録が整備されている。							
		☐	☐	5 過積載防止に取り組んでいる。							
		☐	☐	6 重機作業に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。							
		☐	☐	7 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。							
		☐	☐	8 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施されている。							
		☐	☐	9 使用機械、車両、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。							
		☐	☐	10 工事現場における保安施設等の設置及び管理が適切であり、よく整備されている。							
		☐	☐	11 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。							
		☐	☐	12 店社パトロールを月に1回程度実施し、その記録が整備されている。							
		☐	☐	13 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。							
		☐	☐	14 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。							
		☐	☐	15 その他 理由：							
				対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） ・評価値が90％以上 ・評価値が80％以上90％未満 ・評価値が60％以上80％未満 ・評価値が60％未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a b c d c (加 点 5. 0 点) (加 点 2. 5 点) (加減点 なし) (減点 5. 0 点) (加減点 なし)					

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		対外関係が 優れている	対外関係が 良好である	対外関係が 適切である	対外関係が やや不適切である	対外関係が 不適切である
2 施工状況	IV 対外関係		☐	「評価項目」 1 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪く、トラブルがあった。 2 対外関係に関して、監督員が文書による指示を行った。 ※ 評 定 ・上記項目のいずれかに該当すれば d (減点 2. 5 点)					
			☐						
			☐						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	1 対外関係との調整に関して発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)					
			☐	1 工事施工にあたり、関係官公署などと協議及び調整を行い、トラブルの発生が無い。					
			☐	2 工事施工にあたり、地元住民等に適切な説明及び調整を行っている。					
			☐	3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。					
			☐	4 隣接工事及び関連工事との調整を図り、相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に取り組んでいる。					
			☐	5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより、地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。					
			☐	6 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。または指摘事項に対する改善が、速やかに実施されている。					
(0)	(0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が60%以上80%未満 ・評価値が60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 2. 0 点) b (加 点 1. 0 点) c (加減点 なし) d (減点 2. 5 点) c (加減点 なし)							

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	建築全般		☐	「評価項目」						
I 出来形			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	d (減点 2. 5 点)					
			☐	1 工事請負契約書約款第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	e (減点 5. 0 点)					
☐		☐	1 基礎・地中梁等において、寸法が 設計図書のとおり施工されている。							
☐		☐	2 基礎杭において、杭芯のズレ・施工長さ及び施工精度が確認できる。							
☐		☐	3 躯体（柱・梁・壁・床）の配筋状態・溶接及び金物等が、設計図書のとおり施工されている。							
☐		☐	4 躯体（柱・梁・壁・床）の寸法が、設計図書のとおり施工されている。							
☐		☐	5 躯体（柱・梁・壁・床）のコンクリート打設寸法が、設計図書のとおり施工されている。							
☐		☐	6 躯体（柱・梁・壁・床）のコンクリートの打ち上がり状態が良く、コールドジョイント及びジャンカが少ない。							
☐		☐	7 躯体（柱・梁・壁・床）型枠内の清掃が行き届いており、梁・スラブ・壁内に鋸ぐず、ゴミ等が 無い。							
☐		☐	8 躯体（柱・梁・壁・床）における鉄骨のボルトの締め付けが、設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	9 躯体（柱・梁・壁・床）において、鉄骨の立て入れ精度試験結果が 良好である。							
☐		☐	10 躯体（屋根・防水）の面積及び数量等が、設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	11 外壁材において、施工部位及び 面積が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	12 内外建具において、箇所・寸法・ガラス厚及び 留め材等が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	13 間仕切り・内装において、施工部位及び面積が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	14 舗装・植栽において、延長・面積・樹種 及び本数等が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	15 外壁改修において、設計数量と実施数量が把握され、それを示す資料があった。							
☐		☐	16 付帯機械設備において、配管・風道・器具及び機器が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	17 付帯電気設備において、配管・配線・器具及び機器が設計図書のとおり施工できている。							
☐		☐	18 出来高の管理記録（出来形管理図及び出来形管理表）が適切にまとめられている。							
☐		☐	19 不可視部分となる出来形確認のため写真・施工記録等を、施工区分ごとに適切に整理されている。							
☐		☐	20 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。							
☐		☐	21 その他 理由：							
					※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）					
					a (加 点 4. 0 点)					
					b (加 点 2. 0 点)					
					c (加減点 なし)					
					d (減点 2. 5 点)					
					c (加減点 なし)					

検査項目 細 別	工 種	チェック欄			a	b	c	d	e
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である
3 出来形・品質及び出来栄 I 出来形	機械設備 ・ 電気設備		☐	「評価項目」					
			☐						
			☐						
			☐						
					【 機械・電気 共通 】				
					1 据付・固定・接合に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。				
					2 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理している。				
					3 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が、許容範囲内である。				
					4 設計図書等で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。				
					5 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足している。				
					6 不可視部分の出来形を、施工区分ごとに適切に写真撮影している。				
					7 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。				
					8 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。				
					9 設備の据付及び固定方法が、設計図書又は施工承認図書のとおりに施工している。				
					10 配管及び配線が、設計図書・各仕様書又は施工承認図書のとおりに敷設している。				
					11 配管及び配線の支持（吊り）及び固定間隔等や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
					12 行先・種別などを表示した名札・シールが、配管やケーブルなどに分かり易く堅固に取り付け又は貼り付けしている。				
					13 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。				
					14 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における、不可抗力を想定した安全対策がなされている。				
					15 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。				
					16 社内の管理基準に基づき、管理している。				
					17 設計図書に定められている予備品に、不足が無い。				
					18 その他 理由：				
					※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）				
					・評価値が90％以上 a （ 加 点 4. 0 点 ）				
					・評価値が80％以上90％未満 b （ 加 点 2. 0 点 ）				
					・評価値が60％以上80％未満 c （ 加 減 点 な し ）				
					・評価値が60％未満 d （ 減 点 2. 5 点 ）				
					・評価対象項目が2項目以下の場合 c （ 加 減 点 な し ）				

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e		
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや不適切である	出来形が 不適切である		
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、 I 出来形 次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価判定する)			① に主たる工種を選定する。なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第1号7、8」)							
				評 価 対 象 工 種	工 種 ご と			総 合			
					対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割合	
					①						
					②						
評価対象工種は、リストの中から選定すること。				合 計							
※ 総合の割合 合計は 100% にすること。											
※ 評 定							総合判定				
総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア)											
・ 総合評価値が 90%以上			a (加 点 4.0 点)								
・ 総合評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.0 点)								
・ 総合評価値が 60%以上 80%未満			c (加 減 点 な し)								
・ 総合評価値が 60%未満			d (減 点 2.5 点)								
・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は			c (加 減 点 な し)								
※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。											

Ⅰ 考 査 項 目 細 別	Ⅱ 工 種	Ⅲ チェック欄		Ⅳ 評価 結果	a	b	c	d	e	
		Ⅴ 対象	Ⅵ 評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である	
3 出来形・ 品質及び 出来栄 Ⅱ 品 質	建築物 (新築)			「評価項目」						
				1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					d (減点 2. 5 点)	
				1 工事請負契約書約款第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば					e (減点 5. 0 点)	
				1	材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。					
				2	施工の各段階における完了時の、品質が適切である。					
				3	材料の品質確認記録の内容が、適切である。					
				4	品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。					
				5	施工の品質が適切であり、設計図書を満足している。					
				6	建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、設計図書を満足している。					
				7	躯体工事における施工の品質が、良好である。					
				8	内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。					
				9	その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、良好である。					
		10	不可視部分となる品質確認のための写真・施工記録等が、施工区分ごとに適切に整理されている。							
		11	その他 理由：							
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）						
		・評価値が90％以上					a (加 点 5. 0 点)			
		・評価値が80％以上90％未満					b (加 点 2. 5 点)			
		・評価値が60％以上80％未満					c (加減点 なし)			
		・評価値が60％未満					d (減点 2. 5 点)			
		・評価対象項目が 2 項目以下の場合は					c (加減点 なし)			

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
3 出来形・ 品質及び 出来栄	建築工事 (改修)		☐	「評価項目」					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 2. 5 点)					
Ⅱ 品 質			☐	1 工事請負契約書約款第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)					
			☐	1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。					
			☐	2 施工の各段階における完了時の試験及び記録方法が、適切である。					
			☐	3 材料の品質確認記録の内容が、適切である。					
			☐	4 品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。					
			☐	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足している。					
			☐	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、設計図書を満足している。					
			☐	7 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。					
			☐	8 不可視部分となる品質確認のための写真・施工記録等が、施工区分ごとに適切に整理されている。					
			☐	9 廃材の分別・保管・処分に関して、適切に行われていることが確認できる。					
			☐	10 有害物の処理に関して、適切になされている。					
			☐	11 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (％) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				・評価値が90％以上 a (加 点 5. 0 点) ・評価値が80％以上90％未満 b (加 点 2. 5 点) ・評価値が60％以上80％未満 c (加減点 なし) ・評価値が60％未満 d (減点 2. 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加減点 なし)					

別紙 第1号12 (品質) [機械設備・電気設備] (評定者：監督員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	機械設備 ・ 電気設備		☐	「評価項目」					
			☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば d (減点 2. 5 点)					
II 品 質			☐	1 工事請負契約書約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・ 上記に該当すれば e (減点 5. 0 点)					
			☐	【 機械・電気 共通 】					
			☐	☐	1 機器等の製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。				
			☐	☐	2 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出している。				
			☐	☐	3 材料、構成部品の品質及び形状について、承認図書（製作図等）により設計図書の仕様を満足している。				
			☐	☐	4 機材の品質確認記録の内容が、設計図書の仕様を満足している。				
			☐	☐	5 製作機器の品質、機能及び性能が、成績書にまとめられ設計図書の仕様を満足している。				
			☐	☐	6 溶接管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。				
			☐	☐	7 塗装管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。				
			☐	☐	8 現地状況を勘案し、施工方法等について提案・改善を行うなど、積極的に取り組んでいる。				
			☐	☐	9 配管・小配管・ダクト等の敷設及び接続などの作業、弁類等の据付け、鋼製加工品・基礎工の製作が、承認図や施工計画書に記載された 施工手順に沿って行われ、不具合が無い。				
			☐	☐	10 電線・ケーブル・電線管の敷設及び接続などの作業、BOX類の据付け、鋼製加工品・基礎工の製作が、承認図や施工計画書に記載された 施工手順に沿って行われ、不具合が無い。				
			☐	☐	11 コンクリート（二次製品を含む）配合試験及び試験練りが実施され、試験成績書にまとめられている。				
			☐	☐	12 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				
			☐	☐	13 設備・機材の据付及び固定に関する各確認試験を実施し、その試験結果が事前に提出された強度計算書・耐震計算書を 満足していることが試験成績書で確認できる。				
			☐	☐	14 操作制御盤等の、操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。				
			☐	☐	15 操作制御関係の機能及び動作が、設計図書の仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の 作動が確認できる。				
			☐	☐	16 バルブ類は、平時の状態を示すラベルなどが、見やすい状態で表示している。				
			☐	☐	17 計器類に、運転時の適用範囲等を見やすく表示している。				
			☐	☐	18 回転部や高温部等の危険個所に、注意喚起の表示及び防護措置をしている。				
			☐	☐	19 機器の配置について、点検しやすくしている。				
			☐	☐	20 設備の構造や機器の配置について、部品等（消耗品含む）の交換作業が容易にできる。				
			☐	☐	21 機器（製品）の機能及び性能に関する現地試験の結果が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 なお、現地での条件・状況によって確認できない場合は、工場試験などで確認している。				
			☐	☐	22 設備全体の総合性能（関連工事との調整を含む）が、設計図書の仕様（能力・機能）を満足していることが確認できる。				

別紙 第1号12 (品質) [機械設備・電気設備] (評定者：監督員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である
		☐	☐	23	障害・災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 設備・機器全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕・改造・更新の場合は、修正又は更新）している。 完成図書に、設備の機能（性能）、取り扱い及び操作方法が容易に判定できる資料等がある。 完成図書に、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料等がある。 完成図書に、定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している資料等がある。 その他 理由：				
		☐	☐	24					
☐	☐	25							
☐	☐	26							
☐	☐	27							
☐	☐	28							
※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）									
対象数 （ア） （ 0 ）					評価数 （イ） （ 0 ）				
					・評価値が90％以上 ・評価値が80％以上90％未満 ・評価値が60％以上80％未満 ・評価値が60％未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は a (加 点 5 . 0 点) b (加 点 2 . 5 点) c (加 減 点 な し) d (減 点 2 . 5 点) c (加 減 点 な し)				

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e			
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや不適切である	品質が 不適切である			
3 出来形・ 品質及び 出来栄	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、 次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価判定する)			① に主たる工種を選定する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 7 0 % に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第1号10～12」)								
Ⅱ 品 質				評 価 対 象 工 種			工 種 ご と			総 合		
							対象数 (ア)	評価数 (イ)	評 定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割 合
				①								
				②								
				合 計								
評価対象工種は、リストの中から選定すること。 ※ 総合の割合 合計は 100% にすること。 ※ 評 定 総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア) 総合判定 ・ 総合評価値が 90%以上 a (加 点 5 . 0 点) ・ 総合評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 2 . 5 点) ・ 総合評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・ 総合評価値が 60%未満 d (減 点 2 . 5 点) ・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は c (加 減 点 な し) ※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。												

別紙 第1号14 (創意工夫)

[全 工 種]

(評定者：監督員)

審査項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表
5 創意工夫		[施工関係]
	☐	1 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は設備据付け後の試運転調整に関する工夫。
	☐	2 コンクリート二次製品の利用などの代替材の利用に関する工夫。
	☐	3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、鉄骨建て方、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
	☐	4 部材並びに 機材等の運搬・搬入・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫。
	☐	5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
	☐	6 給排水工事や衛生設備工事等における、配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
	☐	7 照明などの視界の確保に関する工夫。
	☐	8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
	☐	9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
	☐	10 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
	☐	11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
	☐	12 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
	☐	13 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
	☐	14 保全への配慮による材料選定、施工方法等の工夫
	☐	15 作業の安全向上のための施工方法等の工夫
	☐	16 特殊な工法や材料を用いた工事。
	☐	17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
		[品質関係]
	☐	18 土工、躯体工事、設備、電気の品質向上に関する工夫。
	☐	19 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
	☐	20 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
	☐	21 建築材料・機材の検査、試験に関する工夫
	☐	22 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		[安全衛生関係]
	☐	23 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。
	☐	24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物対策、墜落・転落対策、挟まれ対策、注意喚起看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
	☐	25 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫。
	☐	26 現場事務所、労働者休憩所等の空間及び設備等環境向上に関する工夫。
	☐	27 酸欠対策、有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫。
	☐	28 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
	☐	29 施設改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
	☐	30 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
	☐	31 ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境保全に関する工夫。

別紙 第1号14 (創意工夫)

[全 工 種]

(評定者 : 監督員)

審査項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	
評価済	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	[施工管理関係]	
		32 出来形の管理等に関する工夫	
		33 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	
		34 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
		35 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	
		36 I C T (情報通信技術) 活用工事として、起工測量から電子納品までの段階で I C T を活用した工事。	
	☐ ☐ ☐	[その他]	
		37 その他 :	
		38 その他 :	
		39 その他 :	
☐	(0)		
詳細評価内容 ✓(チェック)を付した評価項目の詳細内容記述	【 創意工夫の詳細評価 】 工夫内容及び具体的な内容、効果を記載		※ 評 定 点

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において、✓点が1つ付されれば【1点】で評価し、【最大7点】の加点評価とする。

※3 上記の考察項目の他に評価する企業の工夫があれば、その他に内容を記載して加点する。

※4 ✓(チェック)を付した評価対象項目は、具体的な評価内容及び効果を、詳細評価内容欄に記載すること。

工事成績評定考查項目別運用表（総括監督員）

【建築・機械・電気】

工事名

工事成績評定 考查項目別 運用表 【 総括 監督員用 】
別紙 第2号1 (工程管理) [全 工 種] (評定者：総括監督員)

考查項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		工程管理が 優れている	工程管理が 良好である	工程管理が 適切である	工程管理が やや不適切である	工程管理が 不適切である
2 施工状況	Ⅱ 工程管理		☐	「評価項目」					
				1 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 7. 5 点)					
			☐	1 受注者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 15. 0 点)					
		☐	☐	1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れやトラブルを発生させることなく工事を完成させた。					
		☐	☐	2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。					
		☐	☐	3 工程管理を適切に行ったことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。					
		☐	☐	4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。					
		☐	☐	5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。					
		☐	☐	6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。					
☐	☐	7 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。							
☐	☐	8 その他 理由：							
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				・評価値が90%以上 a (加 点 6. 0 点)					
				・評価値が80%以上90%未満 b (加 点 3. 0 点)					
				・評価値が60%以上80%未満 c (加減点 なし)					
				・評価値が60%未満 d (減点 7. 5 点)					
				・評価対象項目が2項目以下の場合は c (加減点 なし)					

別紙 第2号2 (安全対策) [全工種] (評定者:総括監督員)

別紙 第2号3 (工事特性)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考査項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【事例】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
4 工事特性		【 構造物の特殊性への対応 】 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 建物固有の機能の難しさへの対応 4 建物固有の施工技術の難しさへの対応 5 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上該当すれば 【 4点 】の 加点とする。 0 点	【 1. について 】 ◇ 切土の土工量:20万m³以上 ◇ 盛土の土工量:15万m³以上 ◇ 護岸・築堤の平均高さ:10m以上 ◇ トンネル(シールド)の直径:8m以上 ◇ ダム用水門の設計水深:25m以上 ◇ 樋門・樋管の内空断面積:15m²以上 ◇ 揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上 ◇ 堰・水門の最大径間長:25m以上 ◇ 堰・水門の径間数:3径間以上 ◇ 堰・水門の扉体面積:50m²/門以上 ◇ トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上 ◇ トンネル(NATM)の内空平均面積:100m²以上 ◇ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m²以上 ◇ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上 ◇ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 ◇ 浚渫工の浚渫土量:100万m³以上 ◇ 流路工の計画高水流量:500m³以上 ◇ 砂防ダムの堤高:15m以上 ◇ ダムの堤高:150m以上 ◇ 転流トンネルの流下能力:400m³/s以上 ◇ 橋梁下部工の高さ:30m以上 ◇ 橋梁上部工の最大支間長:100m以上 ◇ 建物延べ面積:10,000m²以上 ◇ 建物の高さ:31m以上 ◇ 建物の階数:地上9階以上 ◇ 大空間のホール等を有する建物 【 2. について 】 ◇ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ◇ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ◇ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。 【 3. について 】 ◇ 建築工事で官公庁施設の総合耐震・津波波形計画基準においてI類及びA類に属する工事。 ◇ 電気又は暖房衛生設備工事で官公庁施設の総合耐震・津波波形計画基準において甲類に属する工事。 ◇ 研究施設、美術館、特殊機能・設備のある建物。 【 4. について 】 ◇ パイロット工事又は特殊な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ◇ 特殊な工法及び材料等を採用した工事。 ◇ 特殊な設備システムを採用した工事。 ◇ 免震装置を設ける工事 ◇ 大規模な山留め工法が必要な工事。 ◇ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事。 ◇ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。 【 5. について 】 ◇ その他、構造物固有の難しさへの対応が、特に必要な工事。 ◇ その他、技術固有の難しさへの対応が、必要である工事。 ◇ その他、地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 【 6. について 】 ◇ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ◇ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ◇ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 【 7. について 】 ◇ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ◇ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ◇ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
I 施工条件等への対応	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	【 都市部等の 作業環境、社会条件への対応 】 6 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 7 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 8 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 9 現道上での交通規制に大きく影響する工事 10 建物(施設)を使用しながらの工事で、制約が特に厳しい工事	

別紙 第2号3 (工事特性)

[全 工 種]

(評定者：総括監督員)

考查項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【事例】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
	☐ ☐ ☐	11 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 12 施工箇所が、広範囲にわたる工事 13 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上 該当すれば 【 6 点 】 の 加点とする。 0 点	【 8. について 】 ◇ 市街地での夜間工事。 ◇ DID地区内での特に細心の注意が必要な工事。 【 9. について 】 ◇ 日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。 ◇ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 【 10. について 】 ◇ 外来者の多い施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事。 ◇ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。 ◇ 同一敷地内における施設を使用しながらの建替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事。 【 11. について 】 ◇ 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 【 12. について 】 ◇ 作業現場が広範囲に分布している工事。 【 13. について 】 ◇ その他、施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ◇ その他、周辺環境又は社会条件への対応が、特に必要な工事。
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	[厳しい自然・地盤条件への対応] 14 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 15 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の、影響が大きな工事 16 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 17 動植物等の自然環境の保全に、特に配慮しなければならない工事 18 維持修繕工事で規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 19 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1つ以上 該当すれば 【 4 点 】 の 加点とする。 0 点	【 14. について 】 ◇ 河川内の橋脚工事において、地下水位が高くウェルポイント工法などによる排水や、大規模な山留めなどが必要な工事。 ◇ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎ごとに地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ◇ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事。 ◇ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 【 15. について 】 ◇ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ◇ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ◇ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。 【 16. について 】 ◇ 被災箇所における、二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ◇ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) ◇ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ◇ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 【 17. について 】 ◇ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 【 18. について 】 ◇ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかった工事。 【 19. について 】 ◇ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ◇ その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事。

考查項目	チェック欄	技術力 キーワード一覧表	【 事例 】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例
評価済			
	☐ 20 ☐ 21	1 2 箇月を超える工期で、事故が無く完成した工事 その他 理由： ※ 上記の対応事項に、1 つ以上該当すれば 【 6 点 】 の 加点とする。 0 点	【 20. について 】 ◇現場作業の期間が12箇月（全部一時中止期間は除く）を超えた工事。 ※ 事故には、安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合も含む
☒	評価	0 点	

※1 工事特性は、【0点】から【最大20点】の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

考 査 項 目	評価	
6 地域への貢献度等	☐ ☐ ☐ ☐	「 評価項目 」 【必須】 周辺環境への配慮に関して、取り組んでいる。 A 騒音に関すること (−6点) B 振動に関すること (−6点) C C O 2 排出量削減に関すること (−4点) D 重機等を使用しない小規模工事 ※評定 ・ A, B, C すべて✓が入る、またはDに✓が入れば 0 点 該当しなければ減点とする。 −16
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ (0)	1 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 2 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 3 周辺地域のゴミ拾いや道路清掃・水路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 4 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 6 その他 理由： ※ 評価は、1 〜 6 の項目において【1つ✓点が付されれば1点】で評価し、【最大3点】の加点評価とする。 0
評価済		
☐		※ 評定点

※ 1 地域への貢献度とは、【工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等】の貢献について加減点評価する。

※ 2 評価においては、受注者から提出された資料を基に判断する。

考 査 項 目																															
7 法令遵守等	【必須】 いずれか1項目にチェックすること（減点がない場合は「該当なし」にチェック） <table><thead><tr><th colspan="2">措 置 内 容</th><th>減点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐</td><td>1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20</td></tr><tr><td>☐</td><td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15</td></tr><tr><td>☐</td><td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13</td></tr><tr><td>☐</td><td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10</td></tr><tr><td>☐</td><td>5. 文書注意</td><td>-8</td></tr><tr><td>☐</td><td>6. 口頭注意</td><td>-5</td></tr><tr><td>☐</td><td>7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3</td></tr><tr><td>☐</td><td>8. その他 理由：</td><td>-3</td></tr><tr><td>☐</td><td>9. 項目該当なし（ 減点なし ）</td><td></td></tr></tbody></table> 評 点 FALSE ① 本評価項目で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工事場所、工期等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注会社の現場従事社員及び当該工事にあたって下請負契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ その他の項目で減ずる場合は、理由を記して減点する。 【上記で評価する場合の適応例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する「不法投棄」、砂利採取法に違反する「無許可採取」等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより、逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請業者に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。	措 置 内 容		減点数	☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20	☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	☐	5. 文書注意	-8	☐	6. 口頭注意	-5	☐	7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	-3	☐	8. その他 理由：	-3	☐	9. 項目該当なし（ 減点なし ）	
措 置 内 容		減点数																													
☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20																													
☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15																													
☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13																													
☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10																													
☐	5. 文書注意	-8																													
☐	6. 口頭注意	-5																													
☐	7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	-3																													
☐	8. その他 理由：	-3																													
☐	9. 項目該当なし（ 減点なし ）																														

工事成績評定考查項目別運用表（検査員）

【 建築・機械・電気 】

工事名

考査項目	細 別	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		施工管理が 優れている	施工管理が 良好である	施工管理が 適切である	施工管理が やや劣っている	施工管理が 劣っている	
2 施工状況	I 施工管理			「評価項目」 1 設計図書と適合しない箇所があり、監督員又は総括監督員が、文書により改善指示を行った。 2 設計図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書による指示を行った。 ※ 評 定 ・上記のうち1項目該当すれば ・上記のうち2項目該当すれば						
			(0)							
					1 契約約款 第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。					
					2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものと なっていることが確認できる。					
					3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場の施工方法が一致していることを確認できる。					
					4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に 変更施工計画書を 提出していることが確認できる。					
					5 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。					
					6 立会確認の、時期、内容、頻度が適切に行っていることが確認できる。					
					7 産業廃棄物の処理及び建設副産物の再利用等への取り組みを、計画書及び報告書で行っていることが確認できる。					
					8 下請工事施工分に対する引き取り（完了）確認・検査を、実施していることが確認できる。					
					9 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。					
					10 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が施工計画や工事工程の把握、出来形・品質管理等の施工管理、 資料作成及び整理に、主体的に関わっていることが確認できる。					
					11 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。					
					12 建設業退職金共済証紙が適切に配布され、受払い簿等により管理されていることが確認できる。 ※購入する必要のない者については、理由書が有りそれを証明できる書面により確認できる。					
		13 工事の関係書類を、過不足なく作成していることが確認できる。								
		14 社内の管理基準に基づき、工事全般にわたって管理していることが確認できる。								
		15 設備更新時の新旧設備切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に行っていることが確認できる。								
		16 その他 理由：								
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）						
				・評価値が 90％以上 ・評価値が 80％以上 90％未満 ・評価値が 60％以上 80％未満 ・評価値が 60％未満 ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は	a b c d c	(加 点 (加 点 (加 減 点 (減 点 (加 減 点	5. 0 点) 2. 5 点) なし) 7. 5 点) なし)			

別紙 第3号2 (出来形)

[建築全般]

(評定者：検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	建築全般		☐	「評価項目」					
Ⅰ 出来形			☐	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	d (減点 10.0点)				
		☐	1 出来形が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第3 2条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	e (減点 20.0点)					
		☐	☐	1 承認図等が、設計図書を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画書に基づく管理を実施していることが確認できる。					
		☐	☐	4 出来高の管理記録（出来形管理図及び出来形管理表）を、適切にまとめられていることが確認できる。					
		☐	☐	5 出来形の管理方法を、工夫されていることが確認できる。					
		☐	☐	6 現場における出来形（状況、寸法）が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。					
		☐	☐	7 現場における出来形（性能、機能）が良好で、施工の精度が高いことを確認できる。					
☐	☐	8 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。							
☐	☐	9 不可視部分となる出来形が施工区分ごとに写真、施工記録により確認できる。							
☐	☐	10 社内検査が計画的に行われ、出来形等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。							
☐	☐	11 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。							
☐	☐	12 その他 理由：							
対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）							
		・評価値が 90％以上				a	(加点 10.0点)		
		・評価値が 80％以上 90％未満				b	(加点 5.0点)		
		・評価値が 60％以上 80％未満				c	(加減点 なし)		
		・評価値が 60％未満				d	(減点 10.0点)		
		・評価対象項目が2項目以下の場合は				c	(加減点 なし)		

別紙 第3号3 (出来形)

[機械設備・電気設備]

(評定者：検査員)

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	機械設備 ・ 電気設備		☐	「評価項目」					
			1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 10.0点)						
			☐	1 出来形が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 20.0点)					
			☐	1 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。					
			☐	2 機器等の測定（試験）結果は、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記載され、適切に管理していることが確認できる。					
			☐	3 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。					
			☐	4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。					
			☐	5 工事施工の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。					
			☐	6 不可視部分の出来形を施工区分ごとに写真で確認できる。					
			☐	7 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。					
☐	8 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。								
☐	9 設備の据付や固定方法が、設計図書、施工図、承認図及び施工計画書のとおり施工していることが確認できる。								
☐	10 配管及び配線が、設計図書、施工図、承認図及び施工計画書のとおり敷設していることが確認できる。								
☐	11 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐	12 行先・種別などを表示した名札・シールが、管材・ケーブルなどに分り易く堅固に取り付けていることが確認できる。								
☐	13 高温部分等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。								
☐	14 分解整備における既設部品等の摩耗や損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が、図表等に記録していることが確認できる。								
☐	15 社内検査が計画的に行われ、出来形等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。								
☐	16 設計図書に定められている予備品の、不足が無いことを確認できる。								
☐	17 その他 理由：								
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
					・評価値が 90%以上	a	(加 点 10.0点)		
					・評価値が 80%以上 90%未満	b	(加 点 5.0点)		
					・評価値が 60%以上 80%未満	c	(加 減 点 な し)		
					・評価値が 60%未満	d	(減 点 10.0点)		
					・評価対象項目が2項目以下の場合は	c	(加 減 点 な し)		

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e			
		対象	評価		出来形が 優れている	出来形が 良好である	出来形が 適切である	出来形が やや劣っている	出来形が 劣っている			
3 出来形・ 品質及び 出来栄え	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、 I 出来形 次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価判定する)			① に主たる工種を選定する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 7 0 % に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第3号2、3」)								
I 出来形				評 価 対 象 工 種			工 種 ご と			総 合		
							対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割合
							①					
							②					
				合 計								
評価対象工種は、リストの中から選定すること。 ※ 総合の割合 合計は 100% にすること。 ※ 評 定 総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア) 総合判定 ・ 総合評価値が 90%以上 a (加 点 1 0 . 0 点) ・ 総合評価値が 80%以上 90%未満 b (加 点 5 . 0 点) ・ 総合評価値が 60%以上 80%未満 c (加 減 点 な し) ・ 総合評価値が 60%未満 d (減 点 1 0 . 0 点) ・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は c (加 減 点 な し) ※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。												

3 出来形・品質及び出来栄え	Ⅱ 品質	工 種	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
			対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
「評価項目」										
建築工事 (新築)				☐	1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	d (減点 12.5点)				
				☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	e (減点 25.0点)				
				☐	☐	1 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。				
				☐	☐	2 施工の各段階における完了時の試験及び記録方法が、適切であることを確認できる。				
				☐	☐	3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることを確認できる。				
				☐	☐	4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることを確認できる。				
				☐	☐	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。				
				☐	☐	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。				
				☐	☐	7 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。				
				☐	☐	8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。				
				☐	☐	9 その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質を、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。				
				☐	☐	10 不可視部分となる品質を、施工区分ごとに写真・施工記録で適切に整理されていることが確認できる。				
				☐	☐	11 社内検査が計画的に行われ、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。				
				☐	☐	12 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。				
				☐	☐	13 その他 理由：				
				対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
								a	(加点 15.0点)	
								b	(加点 7.5点)	
								c	(加減点 なし)	
								d	(減点 12.5点)	
								c	(加減点 なし)	

考查項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	建築工事 (改 修)		☐	「評価項目」					
Ⅱ 品 質				1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	d (減点 12.5点)				
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば	e (減点 25.0点)				
		☐	☐	1 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	2 施工の各段階における完了時の試験及び記録方法が、適切であることが確認できる。					
		☐	☐	3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることを確認できる。					
		☐	☐	4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることを確認できる。					
		☐	☐	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。					
		☐	☐	7 内外仕上り工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。					
		☐	☐	8 不可視部分となる品質を、施工区分ごとに写真・施工記録で適切に整理されていることが確認できる。					
		☐	☐	9 社内検査が計画的に行われ、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。					
		☐	☐	10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。					
		☐	☐	11 有害物の処理に関して、適切になされていることが確認できる。					
		☐	☐	12 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
				・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は					
				a (加点 15.0点) b (加点 7.5点) c (加減点 なし) d (減点 12.5点) c (加減点 なし)					

3 出来形・品質及び出来栄 II 品質	工 種	チェック欄		評価結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
	建築工事 (解体)		☐	「評価項目」 1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)					
			☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第32条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)					
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1 解体工法・手順に関して、施工計画書により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工計画書に定められた解体計画により、管理されていることが確認できる。 3 廃材の分別・保管に関して、適切に行われていることが確認できる。 4 解体計画による分別解体管理記録に関して、分かりやすく整備されていることが確認できる。 5 不可視部分を、施工区分ごとに写真・施工記録で適切に整理されていることが確認できる。 6 有害物の処理に関して、適切になされていることが確認できる。 7 社内検査が計画的に行われ、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 8 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)					
					・評価値が 90%以上 ・評価値が 80%以上 90%未満 ・評価値が 60%以上 80%未満 ・評価値が 60%未満 ・評価対象項目が2項目以下の場合は		a b c d c	(加 点 15.0点) (加 点 7.5点) (加 減 点 な し) (減 点 12.5点) (加 減 点 な し)	

考査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄	機械設備 ・ 電気設備		☐	「評価項目」					
☐			1 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善されている。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d (減点 12.5点)						
Ⅱ 品 質		☐	1 品質が不適切であったため、検査員が工事請負契約書約款第3 2条に基づく修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e (減点 25.0点)						
		【機 材】							
☐		☐	1 機器等の製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認ができる。						
☐		☐	2 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出していることが確認できる。						
☐		☐	3 材料、構成部品の品質及び形状について、承認図書（製作図等）により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☐		☐	4 機材の品質確認記録の内容が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☐		☐	5 製作機器の品質、機能及び性能が、成績書にまとめられ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☐		☐	6 溶接、塗装の管理基準における品質管理項目について、規格値を満足していることが確認できる。						
☐		☐	7 操作制御盤等の、操作スイッチ及び表示灯が承認図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。						
☐		☐	8 設備の据付及び固定に関する強度計算書・耐震計算書が事前に提出され、その試験結果が満足していることを確認できる。						
【施 工】									
☐		☐	9 現地状況を勘案し、施工方法等について提案・改善を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。						
☐		☐	10 配管・小配管・ダクト等の敷設及び接続、弁類等の据付、鋼製加工品、基礎工の製作が、承認図や施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。						
☐		☐	11 電線・ケーブル・電線管の敷設及び接続、BOX類の据付、鋼製加工品・基礎工の製作が、承認図や施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。						
☐		☐	12 コンクリート（二次製品を含む）配合試験及び試験練りが実施され、試験成績書にまとめられていることが確認できる。						
☐		☐	13 バルブ類は、平時の状態を示すラベルなどが、見やすい状態で表示していることが確認できる。						
☐		☐	14 計器類に、運転時の適用範囲等を、見やすく表示していることが確認できる。						
☐		☐	15 回転部や高温部等の危険個所に、注意喚起の表示及び防護措置をしていることが確認できる。						
☐	☐	16 機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。							
☐	☐	17 設備の構造や機器の配置について、部品（消耗品含む）等の交換作業が容易にできることが確認できる。							
☐	☐	18 操作制御関係の機能及び動作が、設計図書の仕様を満足するとともに、必要な安全装置及び保護装置の各機能が正常に作動していることを確認できる。							
☐	☐	19 機器（製品）の性能及び機能に関する現地試験の結果が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 なお、現地での条件・状況によって確認できない場合は、工場試験などにより確認できる。							
☐	☐	20 設備全体としての総合性能（関連工事との調整を含む）が良く、設計図書の能力・機能を満足していることが確認できる。							
☐	☐	21 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕・改造・更新工事の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。							

別紙 第3号8

(品質)

[機械設備・電気設備]

(評定者：検査員)

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている
		☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	22 完成図書に、設備の機能（性能）、取り扱い及び操作方法を容易に判定できる資料等が確認できる。 23 完成図書に、定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示していることが確認できる。 24 その他 理由：					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評 定 評価値（％）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）	・評価値が 90％以上 a (加 点 1 5 . 0 点) ・評価値が 80％以上 90％未満 b (加 点 7 . 5 点) ・評価値が 60％以上 80％未満 c (加 減 点 な し) ・評価値が 60％未満 d (減 点 1 2 . 5 点) ・評価対象項目が 2 項目以下の場合は c (加 減 点 な し)				

検査項目 細 別	工 種	チェック欄		評価 結果	a	b	c	d	e					
		対象	評価		品質が 優れている	品質が 良好である	品質が 適切である	品質が やや劣っている	品質が 劣っている					
3 出来形・ 品質及び 出来栄 II 品 質	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、次に割合の大きい工種を加えた2工種で評価判定する)			① に主たる工種を選定する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 7 0 % に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第3号5～8」)										
					評 価 対 象 工 種			工 種 ご と			総 合			
								対象数 (ア)	評価数 (イ)	評 定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割 合	
								①						
								②						
							合 計							
				評価対象工種は、リストの中から選定すること。										
				※ 総合の割合 合計は 100% にすること。										
※ 評 定														
総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア)														
・ 総合評価値が 90%以上						a (加 点 1 5 . 0 点)								
・ 総合評価値が 80%以上 90%未満						b (加 点 7 . 5 点)								
・ 総合評価値が 60%以上 80%未満						c (加 減 点 な し)								
・ 総合評価値が 60%未満						d (減 点 1 2 . 5 点)								
・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は						c (加 減 点 な し)								
※ 評価対象工種ごとの評価が「d」「e」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。														

総合判定

考査項目 細 別	工 種	対象工種	評価	評価 結果	a	b	c	d	
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている	
3 出来形・ 品質及び 出来栄え Ⅲ 出来栄え	建築工事 (新築工事)	(0)	(0)	「評価対象項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1 きめ細かな施工がなされ、取合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ※ 評 定					
		☐	☐	2 関連工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ・評価値が 90%以上	a (加 点 5. 0 点)				
		☐	☐	3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮がなされている。 ・評価値が 80%以上 90%未満	b (加 点 2. 5 点)				
		☐	☐	4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ・評価値が 60%以上 80%未満	c (加減点 なし)				
		☐	☐	5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ・評価値が 60%未満	d (減点 5. 0 点)				
		☐	☐	6 タイルの貼付け精度が良好である。 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	c (加減点 なし)				
		☐	☐	7 防水工事の納まり (水たまり・膨れ・端部処理) が良好である。					
		☐	☐	8 木工事の取付け精度が高く、隙間や軋み等問題が無く良好である。					
		☐	☐	9 左官仕上げ状態に不陸やクラックが 少なく良好である。					
		☐	☐	10 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来栄えが良好である。					
		☐	☐	11 建具の作動に不具合が無く、戸当たり・手摺り・ハンドル類の取付け位置等に対して使い勝手への配慮がなされている。					
		☐	☐	12 適切な養生の実施によって 汚れや傷が少なく、適切にクリーニングが行われ施工時の残材・埃等が無く、全体的な美観が良好である。					
☐	☐	13 その他：							
	建築工事 (改修工事)	(0)	(0)	「評価対象項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1 きめ細かな施工がなされ、取合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ※ 評 定					
		☐	☐	2 関連工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ・評価値が 90%以上	a (加 点 5. 0 点)				
		☐	☐	3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮がなされている。 ・評価値が 80%以上 90%未満	b (加 点 2. 5 点)				
		☐	☐	4 仕上げの均一性及び平坦性が良く、全体的な美観が良好である。 ・評価値が 60%以上 80%未満	c (加減点 なし)				
		☐	☐	5 防水工事の納まり (水たまり・膨れ・端部処理) が良好である。 ・評価値が 60%未満	d (減点 5. 0 点)				
		☐	☐	6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来栄えが良好である。 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	c (加減点 なし)				
		☐	☐	7 保全に配慮した施工がなされている。					
☐	☐	8 その他：							
	建築工事 (解体工事)	(0)	(0)	「評価対象項目」	評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア)				
		☐	☐	1 撤去跡が、平坦に整地されている。 ※ 評 定					
		☐	☐	2 土中に、撤去対象物や廃材が無く良好である。 ・評価値が 90%以上	a (加 点 5. 0 点)				
		☐	☐	3 周辺道路や側溝・集水桝・人孔等に破損・詰り・汚れが無く良好である。 ・評価値が 80%以上 90%未満	b (加 点 2. 5 点)				
		☐	☐	4 集水桝等における流入側の閉塞等が適切になされている。 ・評価値が 60%以上 80%未満	c (加減点 なし)				
		☐	☐	5 一部撤去等において存置部との調整がなされ、全体に調和のよい 仕上げである。 ・評価値が 60%未満	d (減点 5. 0 点)				
		☐	☐	6 一部撤去等において、存置部の仕上がり状態が良好で、色調が 均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ・評価対象項目が2項目以下の場合は	c (加減点 なし)				
☐	☐	7 その他：							

考査項目 細 別	工 種	対象工種	評価	評価 結果	a	b	c	d
		対象数 (ア)	評価数 (イ)		全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている
3 出来形・ 品質及び 出来栄え <								

審査項目 細 別	工 種	対象 工種	評価	評価 結果	a	b	c	d		
					全体的な完成度が 優れている	全体的な完成度が 良好である	全体的な完成度が 適切である	全体的な完成度が 劣っている		
3 出来形・品質及び出来栄え	(主たる工種で評価する。なお、主たる工種の全体に占める割合が70%に満たない場合は、②に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第3号10、11」))			① に主たる工種を選定する。 なお、主たる工種の全体に占める割合が 70% に満たない場合は、② に次に割合の大きい工種を選定し、それぞれの対象数及び評価数に割合を考慮した値の合計で、総合評価値を算出して下記により評定を行う。 (「別紙第3号10、11」)						
Ⅲ 出来栄え				評価対象工種	工種ごと			総 合		
					対象数 (ア)	評価数 (イ)	評定	対象数 (ア)	評価数 (イ)	割合
					①					
					②					
評価対象工種は、リストの中から選定すること。				合 計						
※ 総合の割合 合計は 100% にすること。										
※ 評 定							総合判定			
総合評価値 (%) = 総合評価数 (イ) / 総合対象数 (ア)										
・ 総合評価値が 90%以上			a (加 点 5.0 点)							
・ 総合評価値が 80%以上 90%未満			b (加 点 2.5 点)							
・ 総合評価値が 60%以上 80%未満			c (加減点 なし)							
・ 総合評価値が 60%未満			d (減 点 5.0 点)							
・ 主たる工種の評価対象項目が、2項目以下の場合は			c (加減点 なし)							
※ 評価対象工種ごとの評価が「d」の場合、総合判定はその評価判定を優先する。										

工 事 成 績 採 点 表

施工年度		令和 年度		工事執行番号		第 号		検査執行通知番号		第 号									
工 事 名																			
工事場所																			
受 注 者						請 負 代 金 額		円											
契約工期		年 月 日 ~ 年 月 日				完成検査年月日		年 月 日											
完成年月日		年 月 日				手直し検査年月日		年 月 日											
項 目		細 別	① 監 督 員					② 総括監督員					③ 検 査 員（ 完 成 ）					評 定 点	
			職 氏名					職 氏名					職 氏名						
			a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
			評価					評点					評価						評点
1	施 工 体 制	I	施工体制 一 般	1	0.5	0	-5	-10											／(3.3)
		×0.4 +2.9=																	
	II	配置技術者	3	1.5	0	-5	-10											／(4.1)	
		×0.4 +2.9=																	
2	施 工 状 況	I	施工管理	4	2	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15	／(13.0)
				×0.4 +2.9=									×0.4 +6.5=						
		II	工程管理	4	2	0	-5	-10	6	3	0	-7.5	-15						／(8.9)
				×0.4 +2.9=				×0.2 +3.2=											
		III	安全対策	5	2.5	0	-5	-10	6	3	0	-7.5	-15						／(9.4)
				×0.4 +2.9=				×0.2 +3.3=											
		IV	対外関係	2	1	0	-2.5	-5											／(3.7)
				×0.4 +2.9=															
3	出 来 形 ・ 出 来 ・ 栄 え ・ 品 質 及 び	I	出 来 形	4	2	0	-2.5	-5						10	5	0	-10	-20	／(14.9)
				×0.4 +2.8=									×0.4 +6.5=						
		II	品 質	5	2.5	0	-2.5	-5						15	7.5	0	-12.5	-25	／(17.4)
				×0.4 +2.9=									×0.4 +6.5=						
		III	出来栄え											5	2.5	0	-5	-	／(8.5)
				×0.4 +6.5=															
4	工 事 特 性 (施工条件等への対応)							(加 点) 0 ~ +20 点										3.3 ／(7.3)	
				-	0	×0.2 +3.3=				3.3									
5	創 意 工 夫		(加 点) 0 ~ +7 点															／(5.7)	
				-	×0.4 +2.9=														
6	地域への貢献度等							(加減点) -16 ~ +3 点										／(3.8)	
				-	×0.2 +3.2=														
評 定 点 計																		／(100)	
7	法 令 遵 守 等							(減 点) -20 ~ 0 点											
				-	× 1.0 =														
評 定 点 合 計																		／(100)	
所 見			(監 督 員)					(総括監督員)					(検 査 員)						

備 考

1 評定点合計は、小数点以下を四捨五入し整数とする。